8 短期入所生活介護費

基本部分	注 連続31日以上短期入所生活介護を行った場合	注 看取りを行う場合で加算を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 夜勤のユニットーターセコニー福に配置していない等ユニットアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 向上生活相談員配置等加算	注 生活相談員配置等加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 看護の機能強化単独体制を配置している場合	注 機能強化加算	注 看護体制加算（Ⅰ）	注 看護体制加算（Ⅱ）	注 看護体制加算（Ⅲ）	注 看護体制加算（Ⅳ）	注 医療連携強化加算	注 看取り連携体制加算	注 夜勤職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 老年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合	注 緊急短期入所受入加算	注 長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合 ※連続31日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない
イ 短期入所生活介護費（1日につき）																											
(1) 単独型短期入所生活介護費																											
(一) 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1 645単位	559単位	×97/100	×70/100	×70/100																						
	要介護2 715単位	659単位																									
	要介護3 787単位	732単位																									
	要介護4 856単位	802単位																									
	要介護5 926単位	871単位																									
(二) 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）<多床室>	要介護1 645単位	589単位																									
	要介護2 715単位	659単位																									
	要介護3 787単位	732単位																									
	要介護4 856単位	802単位																									
	要介護5 926単位	871単位																									
(2) 併設型短期入所生活介護費																											
(一) 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1 603単位	573単位							指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +211単位 ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位		1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき 利用定員が入以下 +12単位 利用定員が入以上25人以下の場合 +8単位	1日につき 利用定員が入以上25人以上50人以下 +23単位 利用定員が入以上50人以上 +13単位	1日につき +53単位	看護職員配置が日以上確保日以下に限り1日につき +64単位	1日につき +23単位	1日につき +15単位	1日につき +10単位（1日間を限度）	1日につき +120単位	片道につき +184単位	1日につき +70単位（1日・中日を伴う事務所本体等日4日を限度）	1日につき −10単位
	要介護2 672単位	642単位																									
	要介護3 745単位	715単位																									
	要介護4 815単位	785単位																									
	要介護5 884単位	854単位																									
(二) 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）<多床室>	要介護1 603単位	573単位																									
	要介護2 672単位	642単位																									
	要介護3 745単位	715単位																									
	要介護4 815単位	785単位																									
	要介護5 884単位	854単位																									
ロ ユニット型短期入所生活介護費（1日につき）					×97/100	−1/100	−1/100	−1/100																			
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費																											
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室>	要介護1 746単位	670単位																									
	要介護2 815単位	740単位																									
	要介護3 891単位	815単位																									
	要介護4 959単位	886単位																									
	要介護5 1,028単位	955単位																									
(二) 経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 746単位	670単位																									
	要介護2 815単位	740単位																									
	要介護3 891単位	815単位																									
	要介護4 959単位	886単位																									
	要介護5 1,028単位	955単位																									
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費																											
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室>	要介護1 704単位	670単位																									
	要介護2 772単位	740単位																									
	要介護3 847単位	815単位																									
	要介護4 918単位	886単位																									
	要介護5 987単位	955単位																									
(二) 経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 704単位	670単位																									
	要介護2 772単位	740単位																									
	要介護3 847単位	815単位																									
	要介護4 918単位	886単位																									
	要介護5 987単位	955単位																									

ハ 口腔連携強化加算		1日につき 50単位を加算（1月に1回を限度）
ニ 療養食加算		1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度）
ホ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合	1日につき 421単位を加算
	(2) 看護体制加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定している場合	1日につき 417単位を加算
	(3) (1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合	1日につき 413単位を加算
	(4) 看護体制加算を算定していない場合	1日につき 425単位を加算
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき 3単位を加算
	(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき 4単位を加算
ト 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき 100単位を加算
	(2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき 10単位を加算
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき 22単位を加算
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき 18単位を加算
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき 6単位を加算
リ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき 所定単位×142/1000
	(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき 所定単位×136/1000
	(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき 所定単位×111/1000
	(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	1月につき 所定単位×91/1000
	(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(10)のいずれにも適合すること	1月につき 所定単位×124/1000
	(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(9)のいずれにも適合すること	1月につき 所定単位×122/1000
	(7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(8)のいずれにも適合すること	1月につき 所定単位×121/1000
	(8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(7)のいずれにも適合すること	1月につき 所定単位×119/1000
	(9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(6)のいずれにも適合すること	1月につき 所定単位×118/1000
	(10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(5)のいずれにも適合すること	1月につき 所定単位×116/1000
	(11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(4)のいずれにも適合すること	1月につき 所定単位×114/1000
	(12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(3)のいずれにも適合すること	1月につき 所定単位×113/1000
	(13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(2)のいずれにも適合すること	1月につき 所定単位×111/1000
	(14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)を算定すること	1月につき 所定単位×108/1000

※ 所定単位は、それぞれ又はそれに算定した単位数の総単位

※ 「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年2月1日まで算定可能。